

日本地域活性化政策研究会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本地域活性化政策研究会と称する。

(目的)

第2条 本会は、我が国の地域資源を活用した持続可能な地域の発展の環境づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条に定める目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 定例研究会、部会の開催
- (2) セミナー、講演会等の開催
- (3) 地域活性化政策に関する会員への情報提供
- (4) その他本会の目的を達するために相当と認める事業

(事務局)

第4条 本会は、事務局を一般社団法人日本未来基金に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、地域活性化に取り組んでいる又は関心のある法人・個人であつて、会長、副会長又は顧問の推薦又は会長又は会長代行の承認を得た者をもって構成する。

(入会)

第6条 本会に入会を希望する者は、別途定める入会申込書を事務局に提出し、会長又は会長代行の承認を得なければならない。なお、会長、副会長又は顧問の推薦により入会する者はこれによらない。

(会費)

第7条 本会は無料とする。

ただし、必要に応じて臨時会費及び部会費を徴収することができる。この場合、会員は指定された方法等において会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費はいかなる理由があつてもこれを返還しない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は次の理由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会
 - (2) 死亡又は失踪宣言、法人会員にあってはその法人の解散
 - (3) 除名
- 2 退会を希望する会員は事務局に退会届を提出しなければならない。なお、会長、会長代行又は副会長の推薦により入会した者はこれによらない。
 - 3 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあった会員は、会長又は会長代行の承認を得て、除名することができる。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会は、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名以上
- 2 会長は副会長の中から、会長代行を1名指名することができる。
 - 3 会長又は会長代行はその他役員を指名することができる。

(役員の仕事)

第10条 会長又は会長代行は本会の会務を総理する。

- 2 会長代行は会長を補佐し、その職務を代行する。
- 3 副会長は会長及び会長代行を補佐し、会長及び会長代行に事故があるときはその職務を代行する。
- 4 その他役員は会長、副会長の諮問に応じる。

第4章 会議

(会議)

第11条 定例研究会は会長又は会長代行が召集する。

- 2 定例研究会において、会長又は会長代行の承認を得て、地域活性化政策に理解の深い者を招いて意見を聴くことができる。

(部会)

第12条 本会は、必要に応じてテーマ別部会を置くことができる。

- 2 部会の主査及びメンバーは会長又は会長代行が指名する。
- 3 部会の活動及び運営に関する事項は別途定める。

第5章 雑則

(会則の変更)

第13条 本会則は会長又は会長代行の承認を得て、変更することができる。

(その他)

第14条 本会則に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は別に定める。

附則

1. 令和3年4月1日制定、令和3年4月1日施行

日本地域活性化政策研究会 役員名簿

令和4年4月1日現在

会 長 高階恵美子 (衆議院議員)

副会長 森 岳 (千葉県議会議員)

副会長 平野 正之 (日本地域活性化政策研究会事務局)